

申告書はご自分で作成して提出はお早めに。

税務署での平成26年分申告相談及び申告書の受付期間

所得税及び 復興特別所得税	平成27年2月16日（月）から3月16日（月）まで
贈与税	平成27年2月2日（月）から3月16日（月）まで
個人事業者の 消費税及び地方消費税	平成27年1月5日（月）から3月31日（火）まで

納税は、振替納税をご利用ください。

平成26年分の確定申告分の振替納付日

所得税及び 復興特別所得税	平成27年4月20日（月） (振替納税を利用しない場合の納期限：3月16日（月）)
個人事業者の 消費税及び地方消費税	平成27年4月23日（木） (振替納税を利用しない場合の納期限：3月31日（火）)

※ 振替納税をご利用いただくためには、事前の手続が必要です。

- 申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。
- 「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

国税庁ホームページで申告書が作成できます。



詳しくは、

確定申告

検索



国税局・税務署

◎国税庁ホームページで確定申告書等の作成ができます。

〔 所得税及び復興特別所得税の確定申告書
青色申告決算書・収支内訳書 〕 が作成可能！
〔 消費税及び地方消費税の確定申告書・贈与税の申告書 〕

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。
- 国税庁ホームページでは、確定申告書のほかにも税務手続に関する申請・届出様式を掲載していますので、是非ご利用ください。



国税庁ホームページで申告書が作成できます。

詳しくは

確定申告

検索



国税局・税務署